

九州沖縄犯罪被害者連絡会 規約

平成23年6月25日制定

平成24年11月17日改訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は九州沖縄犯罪被害者連絡会（愛称「みどりの風」）とする。

(事務所)

第2条 当会の事務所は、福岡県小郡市二森 1346-5
に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、九州沖縄の犯罪被害者のネットワークを構築し、犯罪被害者の
交流促進と自助互助活動を通じてそれぞれの回復と自立に寄与すること及び、
行政・司法・教育など各方面へ犯罪被害者の現状を発信して犯罪被害者問題へ
の社会的理解の浸透を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犯罪被害者のための交流会
- (2) 犯罪被害者の現状を発信するためのシンポジウム開催
- (3) 各種行政教育機関・矯正施設等における講演
- (4) 犯罪被害者的人権にかかる活動

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

本会の正会員は、身体的犯罪被害者及びその家族または遺族で、九州沖縄に住所を置く者か、事件が九州沖縄で発生した者であることを原則とする。

(2) 支援会員

本会の支援会員は、会の趣旨に賛同する専門家及び支援者とする。

(入会)

第6条 新規に正会員または支援会員になろうとする者は、正会員または支援会員の推薦を受けた上で、役員会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会の入会金及び会費は原則無料とする。ただし、茶代あるいは席代の実費を請求することがある。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(その他)

第11条 その他会員に関する事項は、別に定める会員規程により定める。

第4章 構成及び役員

(構成)

第12条 本会は以下の三部から構成する。

- (1) 交通犯罪部
- (2) 身体犯罪部
- (3) 支援部

2 それぞれの構成員は以下の通りとする。

- (1) 交通犯罪部

正会員のうち、交通事故犯罪被害者及びその家族または遺族により構成する。

- (2) 身体犯罪部

正会員のうち、身体犯罪被害者及びその家族または遺族により構成する。

- (3) 支援部

支援会員により構成する。

(種別及び定数)

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局 3名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 4名以上8名以内
- (6) 支援部長 1名
- (7) 支援部幹事 3名以内
- (8) 交通犯罪部長 1名

(9) 身体犯罪部長 1名

(選任等)

第14条 役員は、役員会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、正会員の中から役員の互選により選定する。
- 3 事務局、会計及び幹事は、正会員の中から会長が指名する。なお、会長以外の役員を兼務することができる。
- 4 支援部長は、支援部の中から役員の互選により選定する。
- 5 支援部幹事は、支援会員の中から支援部長が指名する。
- 6 交通犯罪部部長は、会長以外の役員の中から役員会で選任する。なお、会長以外の役員を兼務することができる。
- 7 身体犯罪部長は、会長以外の役員の中から役員会で選任する。なお、会長以外の役員を兼務することができる。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局は、会の運営にかかる事務全般を行う。
- 4 会計は、出納事務を行い管理する。
- 5 交通犯罪部長は、交通犯罪被害者の中核となって、その課題に取り組む。
- 6 身体犯罪部長は、身体犯罪被害者の中核となって、その課題に取り組む。
- 7 各幹事は、各地域の犯罪被害者に対応して交流活動を推進する。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の役員会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任

者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員報酬は無償とする。ただし、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(支援部内規)

第19条 支援部は、独自に内規を決定することができる。ただし、役員会の承認を得て効力を生ずる。

第5章 役員会

(構 成)

第20条 役員会は、全役員をもって構成する。

2 役員以外の会員も、会長の許可をもって役員会に出席することができる。ただし、定足数には含まず、かつ、議決権を有しない。

(権 能)

第21条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散、合併その他の組織変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認

- (4) 役員の選任または解任
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

(招 集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

(定足数)

第23条 役員会の定足数は4名とする。

(議事録)

第24条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名及び押印しなければならない。

(その他)

第25条 その他役員会に関する事項は、役員会において別に定める役員会規程により定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第29条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第30条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第31条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第34条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、役員会の議決を経なければならない。

第7章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第35条 本会が規約を変更しようとするときは、役員会に出席した役員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第36条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 役員会の決議
- (2) 第4条所定の目的の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、定足数を問わず、役員会において全役員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が解散（合併による解散を除く）したときに残存する財産は、全国社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第38条 本会が合併しようとするときは、定足数を問わず、役員会において全役員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第8章 雜 則

(細 則)

第39条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 本規約は、平成23年6月25日より発効する。
- 2 本規約は、平成24年11月17日に改定発効する。